

社会福祉法人養寿会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養寿会（以下「法人」という。）の定款第9条、第24条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事、監事、顧問、評議員選任・解任委員会委員及び運営協議会委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、会議へ出席したとき、又は法人のために職務を行った場合には、報酬として1回あたり10,000円を支給する。

なお、当法人職員を兼務する役員等については職員給与を支給し、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、会議へ出席したとき、又は法人のために職務を行った場合には、費用弁償を行うことができるものとする。

2 費用弁償の額は、出席等1回あたり次の金額とする。

|             |        |
|-------------|--------|
| 2km未満       | 420円   |
| 2km以上4km未満  | 570円   |
| 4km以上8km未満  | 780円   |
| 8km以上12km未満 | 1,040円 |
| 12km以上      | 1,300円 |

3 役員等が職務のため出張したときは、法人の旅費支給規程における施設長の規定に基づき、費用弁償を行うことができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって、その都度支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から適用する。

この規程は、平成31年4月1日から適用する。